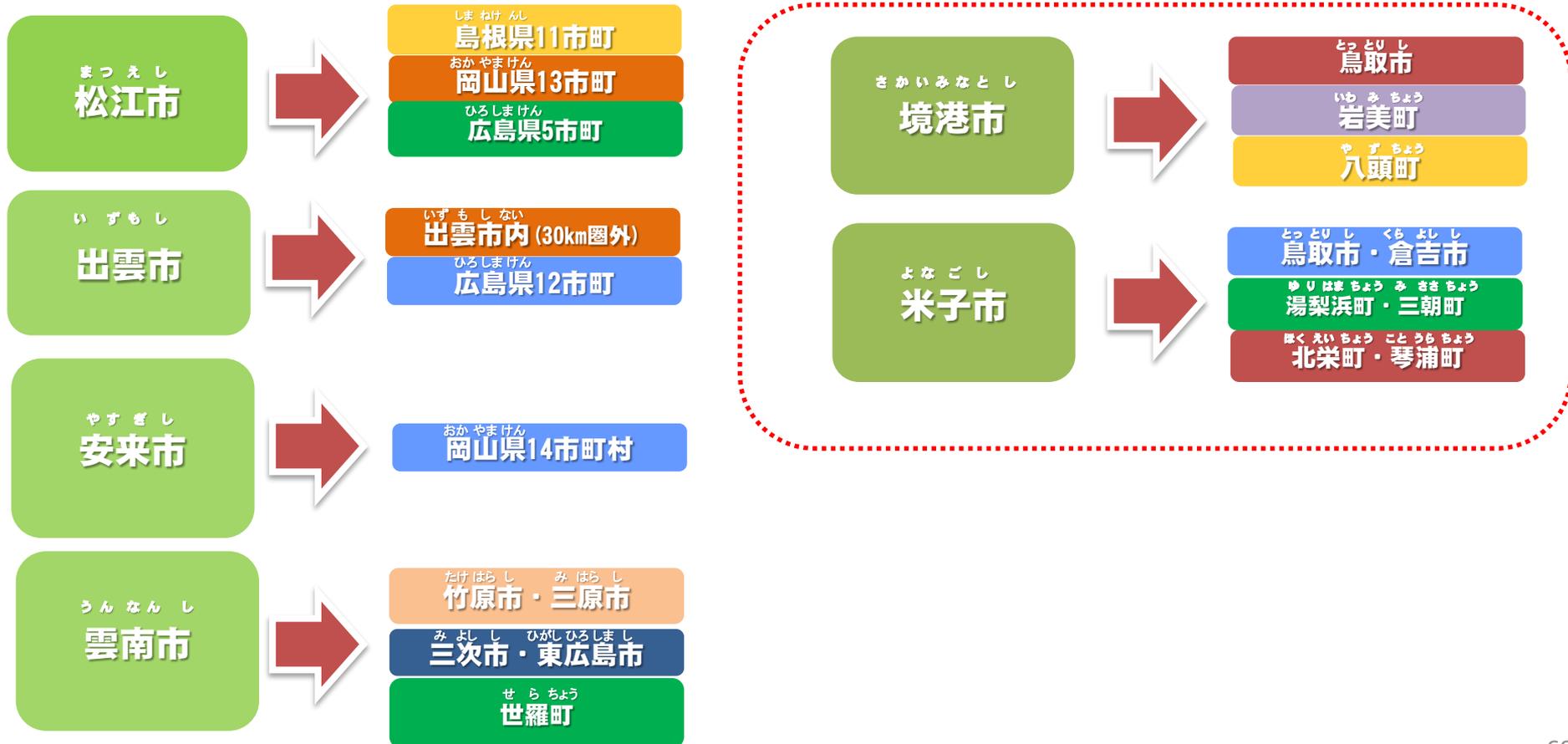


地区別一時移転経路等

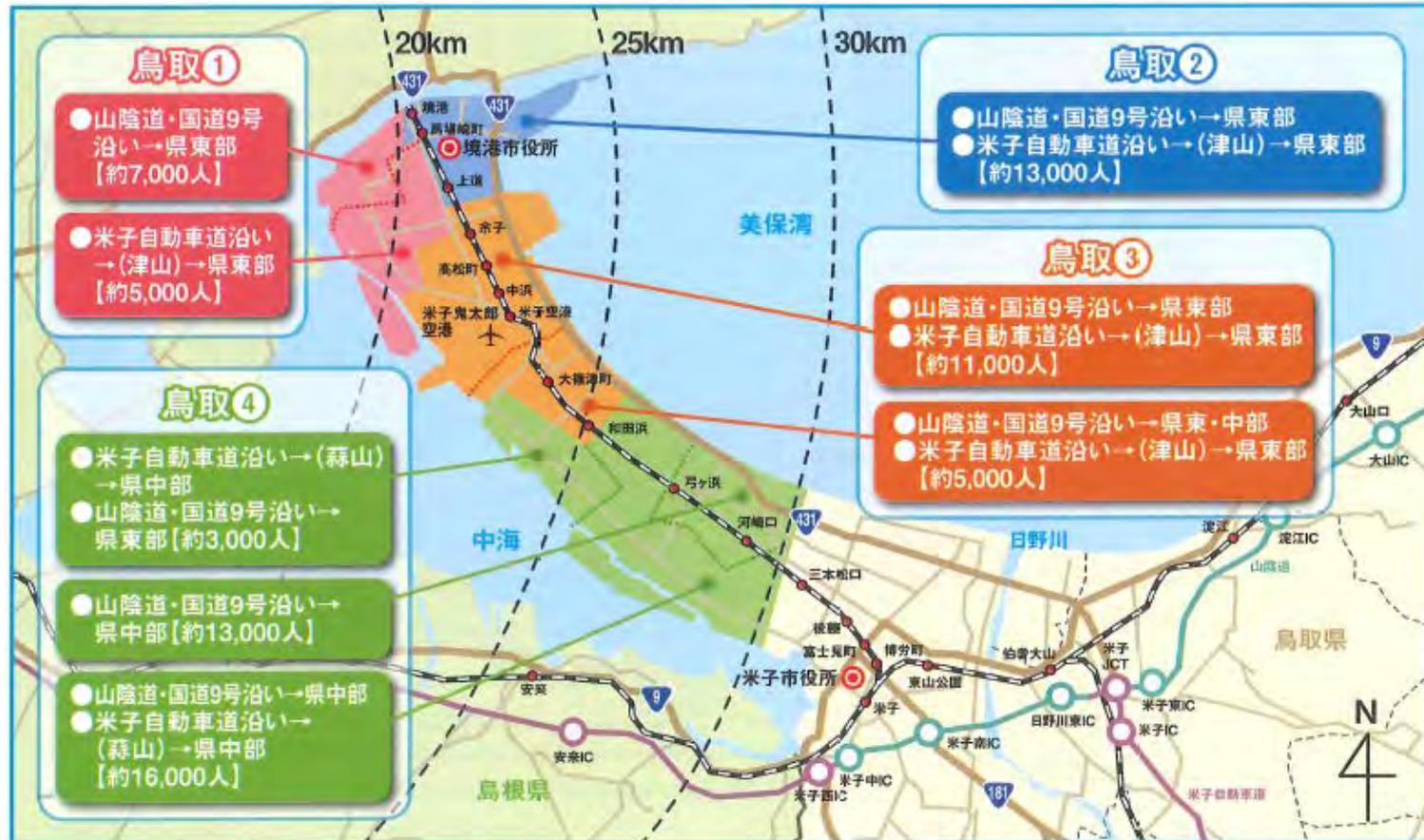
- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県、各関係市が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、島根県、鳥取県は各関係市と調整して、他の避難先を調整。



段階的避難の実施（鳥取県）

- ▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る。

仮置き



9. 緊急時モニタリング

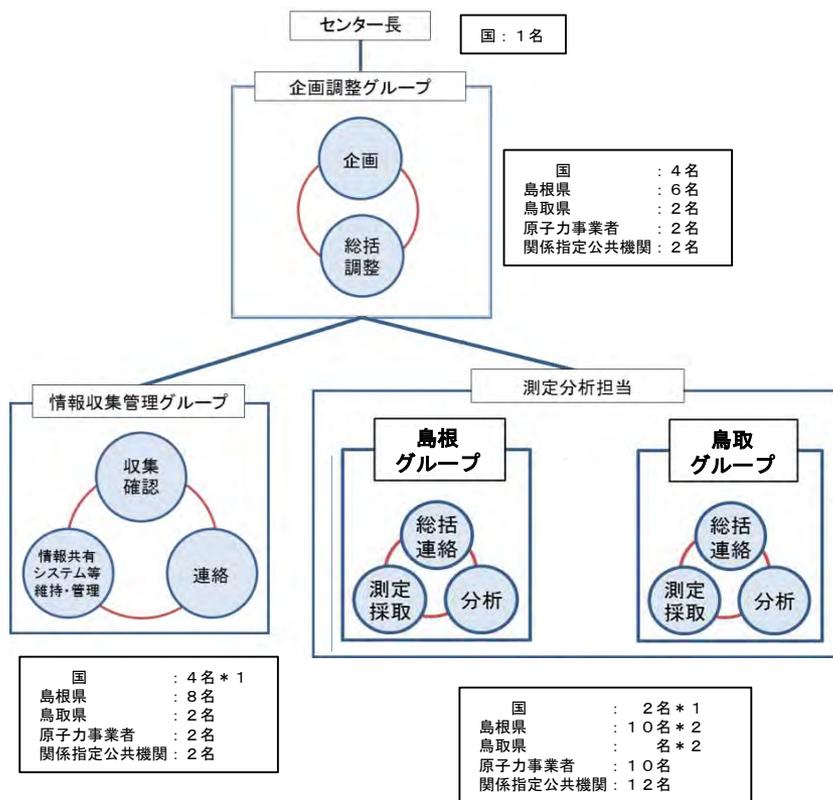
<対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。

島根県では、緊急時モニタリングのあらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「県緊急時モニタリング実施要領」を作成する必要がある。

- ▶ 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力㈱等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始する。
- ▶ 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置する。
- ▶ EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- ▶ 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、__名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。

未調整



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

*1 国から委託を受けた民間の機関を含む *2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。

仮置き

